

別記様式第13号(第15条関係)

一般廃棄物収集運搬業等許可証

登環第1666-2号

住 所 登別市新栄町1番地39
氏 名 登別クリーンサービス 株式会社
代表取締役専務 齊藤 崇
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和2年2月20日付けで申請のありました一般廃棄物(収集運搬業一処分業)については、これを許可します。ただし、次の事項を承知願います。

令和2年 3月12日

登別市長 小笠原 春一



記

許 可 有 効 期 間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物(浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥を除く)
事 業 の 区 域	登別市内
許 可 の 条 件	1. 事業系一般廃棄物に限る。ただし、依頼のあった家庭系一般廃棄物についてはこの限りではない 2. 収集する一般廃棄物の保管及び積替えは認めない 3. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律137号)及び「登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例」(平成5年条例第17号)を遵守すること